

『第9期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートしました!!

幌延町では、令和3年3月に第8期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、これに基づき介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

3年を1期として計画する「介護保険事業計画」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り、連携した事業を推進する必要があることから両計画を一体的に策定しています。

計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第6次幌延町総合計画」で示している『**健やかな暮らしを共に支える**』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ①健康づくりの推進
- ②地域包括ケアシステムの強化・深化
- ③地域で安心して生活できるまちづくりの推進
- ④介護保険事業の推進

介護保険料の改定

今後3年間（令和6年度～令和8年度）の介護サービスを安心して受けるために必要なサービス量などを見込んだ結果、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は、次の表のとおりになります。第8期同様、国の所得基準に基づいて保険料を定めました。

なお、第9期の保険料基準額は、介護給付費準備基金の取崩しを行い、第8期と比較して「約1.05%」増の改定になりました。

※下記表の()は、公費等による軽減強化実施後のものです。

■介護保険料（年額）と算定に関する基準

区 分			計算方法	保険料年額	
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455 (0.285)**	31,100円 (19,400円)**
第2段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685 (0.485)**	46,800円 (33,100円)**
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.690 (0.685)**	47,100円 (46,800円)**
第4段階	本人が町民税非課税	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900	61,500円
第5段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.000	68,400円
第6段階	本人が町民税課税		本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200	82,000円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300	88,900円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.500	102,600円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700	116,200円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900	129,900円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.100	143,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.300	157,300円
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.400	164,100円	

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話:5-1113 告知端末機:5-8813